

大阪市産休代替臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員【薬剤師】

募集要綱

令和8年7月24日
健康局

本務職員（薬剤師）が育児休業等を取得する場合に代替として勤務していただく「産休代替臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員（薬剤師）」を募集します。

1 公募内容

採用形態	本務職員（薬剤師）の産前産後休暇期間中は「臨時的任用職員」として採用し、育児休業期間中は「任期付職員」として採用します。
採用予定人数	1名 ・この選考試験の合格者は「大阪市健康局産休代替臨時的任用職員・育児休業代替任期付職員（薬剤師）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」という）に登録されます。
採用期間 勤務場所	令和8年10月1日～令和10年3月31日【1名/生活衛生課(薬務指導グループ)】 ・産前産後休暇期間を含むため、「臨時的任用職員」として採用を開始し、育児休業期間の開始日から「任期付職員」に採用を切り替えます。 ・任期は予定であり、職員の育児休業の取得状況により変わる場合があります。 ・育児休業取得者の申し出により、育児休業期間が延長となった場合には採用期間を延長することがあります。
職務内容	・薬局、店舗販売業、医療機器販売業等の許認可や監視指導業務等
応募資格	(1) 薬剤師免許を有する者 (2) 地方公務員法第16条各号に該当しない者（P.4参照） (3) 日本国籍を有する者 ※臨時的任用職員・任期付職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。 (4) パソコン（ワード・エクセル等）の基本的な操作ができる者
その他	・選考試験合格者は採用候補者名簿に登録し、成績上位の方から採用の連絡を行います。 ・本人の都合により採用を辞退された場合は、採用候補者名簿から削除となります。 ・採用候補者名簿の登録期間は、登録後1年となります。 ・採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

2 勤務条件

【共通】任期付職員（育児休業期間中）及び臨時的任用職員（産前・産後休暇期間中）

勤務日 勤務時間 休日 休憩時間 時間外勤務	…月曜日～金曜日（休日を除く） …午前9時00分～午後5時30分 …土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） …45分 …必要に応じて従事
年次休暇	1年につき20日を基本とし、採用期間に応じて比例付与

給料	【4年制課程修了者】 初任給(月額) 266,220円 【6年制課程修了者】 初任給(月額) 282,112円 ・ 地域手当を含みます。 ・ 前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。 ・ 昇給等がある場合があります。 ・ 原則当月 17 日に支給します。
通勤手当	上限：55,000円（1か月あたり） ・ 採用開始日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給開始となります。 ・ 月途中での採用や任期満了した場合、1か月の支給額を日割りにより支給します。
期末勤勉手当・退職手当	本市職員基準により支給します。 ※採用期間が6か月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。
その他の手当	住居手当、扶養手当、超過勤務手当等
服務事項	本務職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、 （１）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合 （２）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 （３）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 は懲戒処分の対象となります。
その他	・ 年金、健康保険については、大阪市職員共済組合に加入となります。 ※産休代替臨時的任用職員の年金については、厚生年金保険に加入となります。 ・ 上記以外の勤務条件については、本務職員に準じたものになります。 ・ 育児休業及び育児短時間勤務等は請求することができません。 ・ 詳細については採用決定後お知らせします。

3 申込方法

受付期間	令和8年7月 24 日(金)から令和8年8月 24 日(月)まで（必着） ※持参の場合は受付期間内〔土・日・祝日を除く〕の午前9時から午後5時30分まで
提出書類	① 大阪市臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員採用申込書 ・ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。 ② 薬剤師免許証の写し ・ 書き換え手続き中である場合は、手続き中であることの証明書 ・ 試験当日に原本照合を行いますので、免許証原本を御持参ください。 ③ 申し立て書 ①、③については、本市所定の様式に限りません。大阪市ホームページまたは配付場所 で取得するか、お問い合わせ先までお問合せください。

提出先 提出方法	(1) 提出先 【宛て先】〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 【宛て名】大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 (2) 提出方法 ・提出書類一式を封筒に入れ、「臨時的任用職員・任期付職員（薬剤師）採用申込書 在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください（持参も可能）。 ・簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。 ・郵送料金不足の場合は受け付けできません。 ・提出いただいた書類は返却しません。
募集要綱等 配付場所	・市民情報プラザ（大阪市役所1階） ・大阪市健康局 生活衛生部生活衛生課

4 選考方法

日 時	令和8年8月31日(月) 午前10時集合（時間厳守） 受付開始は午前9時30分から
場 所	大阪市役所 地下1階 第5共通会議室 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 （P.4参照）
試験内容	(1) 筆記試験（論文） (2) 口述試験
結果発表	試験後、合否に関わらず受験者本人あてに文書で通知します。
その他	・受験票は送付しませんので、当日直接お越しください。 ・試験当日に薬剤師免許証原本を御持参ください。原本を確認できなかった場合、不合格となる場合があります。 ・集合時間より30分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。 ・合格し、採用の際は、大学等の卒業証明書原本、職歴証明書等が必要となります。

5 備 考

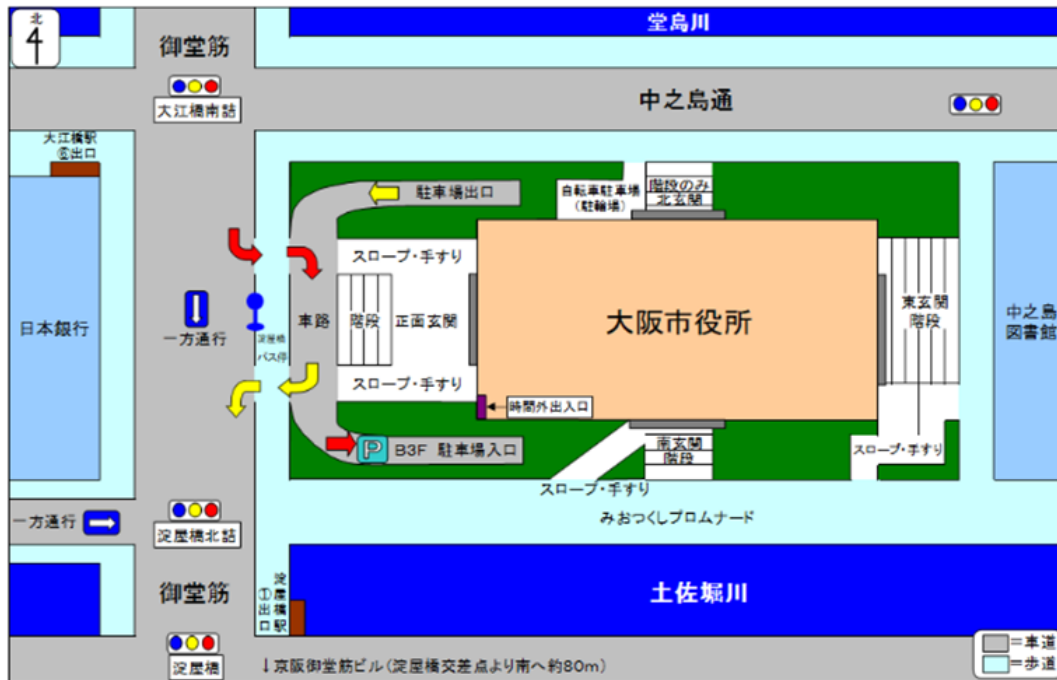
- (1) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (2) 試験の結果、不合格の場合には、本人からの申し出により成績をお知らせします。
- (3) 合格後、あるいは採用候補者名簿に登録後、受験資格がないこと及び申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

6 選考場所へのアクセス(最寄駅)

【交通機関】

- ・Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線 「淀屋橋」下車①号出口北すぐ
- ・京阪電車中之島線「大江橋」下車⑥号出口東すぐ

【周辺地図】



<お問い合わせ先>

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 電話：(06)6208-9981

※開庁日及び時間は土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分です。

【参考】地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者